

児童手当制度改正（拡充）のお知らせ

令和6年10月分（12月支給分）から児童手当の制度が改正されます。

【制度改正（拡充）の主な変更内容】

	改正（拡充）前：令和6年9月分まで	改正（拡充）後：令和6年10月分から
支給対象	中学校終了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 一律：15,000円 ・3歳～小学校終了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学生 一律：10,000円 ・所得制限限度額以上所得上限限度額未満 一律：5,000円（特例給付） ・所得上限限度額以上：支給なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
多子加算の算定対象	18歳到達後の最初の年度末までの児童	22歳到達後の最初の年度末までの児童 ※受給者に経済的な負担がある場合に限る
支給月	年3回（6、10、2月）	年6回（偶数月）

【申請について】※申請の要否、必要書類等については別紙のフロー図を併せてご参照ください。

手続きが必要な方	提出書類、添付書類（※郵送の場合はコピーを添付）
① 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している方 ② 所得上限限度額以上により児童手当（特例給付）の支給対象外である方	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当認定請求書 ・別居監護申立書（児童と受給者が別世帯の場合） ・監護相当・生計費の負担についての確認書 (大学生年代（22歳到達後の最初の年度末まで）までの子を養育し、第3子カウントの対象となる場合) 【必要な添付書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類（マイナンバーカードまたは免許証） ・個人番号の確認ができるもの（申請者・配偶者） ・申請者名義の通帳またはキャッシュカード ・申請者の保険証
③ 新たに多子加算の算定対象となる大学生年代（22歳到達後の最初の年度末まで）までの子と高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）までの児童の合計人数が3人以上の方	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当額改定認定請求書 ・監護相当・生計費の負担についての確認書 ※新たに児童手当の対象となる方だけでなく、現在、受給中で該当する方も提出が必要です。
④ 児童手当（特例給付）を受給している方で、支給対象となる高校生年代の児童の住所が西都市にない方	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当額改定認定請求書 ・別居監護申立書 【必要な添付書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の住民票

（裏面に続く）

【手続きが不要な方】

- ① 所得制限により、特例給付を受給している方
- ② 児童手当（特例給付）を受給している方のうち、養育している児童が2人以下で、いずれも中学校終了前の児童の場合等、制度改正により手当額に増減がない方
- ③ 高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している世帯で、中学校終了前の児童も養育しており、西都市から児童手当（特例給付）を受給している方
- ④ 3人以上の児童を養育し、すでに多子加算により、第3子以降の児童の手当額が増額となっており大学生年代（22歳到達後の最初の年度末まで）の子どもを養育していない方

【受給資格者（申請者）について】

西都市に住所を有している方で、高校生年代までの児童を養育している方。

※父母ともに児童を養育している場合は、原則として、所得の高い方が手当の受給資格者になります。

【公務員の方へ】

児童の保護者（所得の高い方）が公務員の場合は、勤務先での手続きになります。

詳細は勤務先にお問い合わせください。

【申請期間】

令和6年8月15日（木）から令和6年10月31日（木）までにご提出ください

上記の申請期間を過ぎると、支給が遅れる場合がございます。

なお、制度改正（拡充）による申請の最終期限は令和7年3月31日（月）です。

※最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分に遡って手当の支給・多子加算の適用はできませんのでご注意ください。

【申請方法】

～ 西都市福祉事務所 一階 11番窓口または郵送で申請可能 ～

- ・窓口の場合は、来庁された方の本人確認書類（マイナンバーカードまたは免許証）、個人番号の確認ができるもの（申請者・配偶者）、申請者の保険証と通帳（キャッシュカード可）をお持ちください。
- ・郵送の場合は、必要書類を西都市ホームページよりダウンロードして記入していただき、添付書類を併せて下記宛てに郵送ください。

郵送先：〒881-8501

西都市役所 福祉事務所 子育て支援係 宛て

※令和6年9月30日以前に西都市から転出する場合は、転入先の自治体で手続きを行ってください。

【問い合わせ先】

西都市役所 福祉事務所 子育て支援係（電話：0983-32-1021）